



昨年の申告相談

1/1	12/31	2/1	納税期限 3/15	申告期間
				この間に受けた贈与を合計

一般の場合、次の簡易帳簿によります。
 ①現金出納帳、②経費帳、
 ③売掛帳、④買掛帳、⑤固定資産台帳

青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

帳簿の記帳

は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出して下さい。なお、その年の1月16日以後新たに開業した人は開業の日から2ヵ月以内に申請すればよいことになっています。

贈与税の申告は贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までです。納税も申告期限と同じ日までです。

申告と納税

財産をもらったときの税

でにしなければなりませんが、贈与税額が10万円を超えて、かつ、金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合は、5年内の年賦で納める延納の制度があります。

- ①青色申告控除、②青色事業専従者給与の必要経費算入、③貸倒引当金の設定、④純損失の繰越しと繰戻し、⑤みなみ法人課税の選択。

青色申告にしてみませんか

にせ税理士に注意を

納税者からの依頼を受けて税務代理、申告書などの税務書類の作成、税務相談をすることができるのは、税理士に限られています。

確定申告の時期には税理士でない者、いわゆる「にせ税理士」が税務書類の作成などをすることがあります。

「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼し

還付を受けるための申告は、2月16日以前でも税務署で受け付きます。

日時 2月27日・28日

場所 役場第1・第2会議室 時 午前9時30分～午後4時

消費税の出張相談

所得税 (譲渡所得を含む)

た方にも迷惑をかける結果になりますのでご注意ください。

あなたの正しい

正しい

財産をもらったときの税

だそうです。

番付には、このほか長者番付、美人番付、酒豪番付などいろいろありますが、滞納番付、脱税番付などには載りたくないものです。正しい申告と納税は、社会に生きる私たちの義務です。